

国立大学法人群馬大学廃棄有機溶剤処理要項

平成16.4.1 制定

改正 平成17.4.1 平成26.4.1

平成27.4.1

(目 的)

- 1 この要項は国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）から廃棄有機溶剤が排出されることを防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

- 2 この要項において「廃棄有機溶剤」とは、研究室、検査室、学生実験室等において溶剤として使用された後に、廃棄される液状の有機物及び溶剤以外の目的に使用された液状の廃棄有機物をいう。

(研究室等における遵守事項)

- 3 本学の研究室、検査室、学生実験室等における廃棄有機溶剤の取り扱いについては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 次の分類に従い分別貯留すること。

貯留の分類	内 容
イ	一般有機溶媒類（アルコール、エステル、有機酸、ケトン、エーテル、アルデヒド、ヘキサン、ベンゼン、アルキルベンゼン、炭化水素、フェノール等）
ロ	含硫黄有機溶媒類（二硫化炭素、メルカプタン、アルキルサルファイド等）
ハ	含ハロゲン有機溶媒類（四塩化炭素、クロロホルム、クロロベンゼン等ただしPCBは除く）
ニ	灯油、重油、機械油、潤滑油、グリス、切削油、焼入油等の鉱動植物油類
ホ	揮発油、ガソリン、軽油等
ヘ	難燃性有機溶媒類（水分30%以上含むもの。）

(ア) 固形物は、混入しないこと。（60メッシュ以上のものは搬入前に取り除くこと。）

(イ) 放射性物質を含まないこと。

(ウ) PCBを含まないこと。

(エ) 病原菌及び発ガン性物質を含まないこと。

(2) 廃棄有機溶剤を貯留する場合は、各学部等の担当係から指定容器を受領し、別に定める様式1又は様式2に研究室名及び分類記号その他必要事項を記入して提出すること。

(3) 廃棄有機溶剤は、指定容器の2/3を限度として貯留すること。

(4) 貯留限度に達した場合には、各学部等の担当係に連絡し、指示を受けること。

(5) 指定容器には、学部等名、学科名、講座名、研究室名及び主要成分の組成を明記し、密封状態で各学部等所定の廃棄有機溶剤置場に、指定の日時に搬出すること。

(6) 水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質を取り扱う場合は、次に掲げる事項を行うこと。

(ア) 洗浄液、すすぎ水についても指定容器に回収すること。

(イ) 有害物質使用特定施設について年1回定期点検を行うこと。

(要項の改廃)

4 この要項の改廃は、国立大学法人群馬大学施設・環境推進室の議を経て行う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。